

認知症対策部会の設置について

1 設置目的

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる実情を踏まえ、認知症を取り巻く現状や課題に対する共通認識を図るとともに、認知症施策の推進方策等について検討を行い、認知症施策を推進するため、健康づくり推進条例第23条第4項の規定に基づき、認知症対策部会を設置する。

2 検討項目

主に、以下のことについて協議・検討を進めていく。

- ・ 認知症を取り巻く現状把握、課題認識
- ・ 健康づくり推進プラン、健康づくり実施計画、老人福祉計画に掲げる目標を達成するための推進方策
- ・ その他認知症対策の推進に関すること 等

3 開催時期

令和3年10月頃

4 委員の構成

7分野（学識、認知症専門、医療、福祉・介護、当事者、警察、行政）から19名を選任

区 分	所属・役職名
学識経験者	神戸大学
認知症専門	認知症疾患医療センター長（精神科医・神経内科医）
	認知症サポート医
	認知症介護指導者
	ひょうご若年性認知症支援センター長
医療	兵庫県医師会
	兵庫県精神病院協会
	兵庫県歯科医師会
	兵庫県薬剤師会
	兵庫県看護協会
福祉・介護	兵庫県老人福祉事業協会
	兵庫県介護支援専門員協会
	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会
当事者	認知症の人と家族の会
	認知症希望大使（仮称）
警察	兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
	兵庫県警察本部交通部運転免許課
行政	兵庫県市長会

※ 必要に応じてオブザーバーを置き、会議への出席を求め、意見を聴く。

<参考> 健康づくり推進条例（抜粋）

第3章 健康づくり審議会

第23条 健康づくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第8条第3項又は第5項（第9条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による基本計画又は実施計画の決定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、健康づくりの推進に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

4 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、がんの予防等に関する部会、歯及び口腔の健康づくりに関する部会その他の必要な部会を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。